

令和3年度後期授業料免除申請要項

鹿児島工業高等専門学校

I 授業料免除申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

高等教育の修学支援新制度とは、認定要件を満たす学生が、家計状況で判定された支援区分に応じ、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができる制度になります。支援を受けるには、本人からの申請とともに日本学生支援機構給付奨学金への申請が必要です。**本制度による授業料等減免希望者は、日本学生支援機構給付型奨学金へ必ず申請してください。**

◎対象：4，5年生及び専攻科生

◎認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

－ 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

－ 高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

(3) 学業成績等に関する基準

①採用時

次のいずれかに該当すること

- ・ 期末試験の成績（前期は前年度学年末試験、後期は前期末試験を対象とする）が、在学する学科等における上位2分の1以内に属すること
- ・ 在学生、編入生ともに上述の基準に満たさなかった場合でも、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※学修計画書は、日本学生支援機構給付奨学金の説明会時に配布します。

②採用後

採用された学生は、前期、後期に学業に関する適格認定が行われます。適格認定で、次の廃止区分に該当した場合には、支援が打ち切られます。一度支援が打ち切られると、再度支援を受けることができません。

区分	学業成績の基準
廃止	<ul style="list-style-type: none">・ 修業年限で卒業または終了できないことが確定したこと・ 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること・ 履修科目の授業への出席率が5割以下であること・ 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	<ul style="list-style-type: none">・ 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること・ GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること <p>※本校では前期は前年度学年末試験、後期は前期末試験の順位にて判定します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 履修科目の出席率が8割以下であることその他の学習意欲が低い状況にあると認められること

※令和2年度後期の適格認定で「警告」の判定を受けた学生のうち、令和3年度前期の適格認定で連続して「警告」の判定を受けた学生は、「廃止」区分に該当することになり、令和3年度後期からは授業料減免の支援が受けられなくなります。また、すでに「廃止」の判定を受けた学生は、再度、申請を行うことはできません。

(4) 家計の経済状況に関する基準

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

支援区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

※採用後は、提出いただいたマイナンバーから取得する課税情報と、申告いただいた資産状況を基に、毎年10月、支援区分の見直しが行われます。家計状況に変化が生じた場合には、支援内容が変更になることもございます。

2 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除申請を行える者【対象:専攻科生以上】 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

◎対象：専攻科生で以下のいずれかに該当する学生

・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生

・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

ただし、次の事項に該当する者は、免除の対象となりません。

- ① 同一学年再履修中の者（病気、留学等の事情があると認められる休学による場合を除く。）
- ② 過去6月以内に停学処分を受けた者。

<学力基準>

・期末試験（前期については前年度学年末、後期については前期末）における学業成績が学科の上位2/3以内の者。

次の各区分の一に該当する者であって、かつ、学業成績が特例選考の基準に適合する者については、期末試験における学業成績が学科の上位3/4以内の者。

ア 母子世帯

イ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者

ウ 障害者

エ 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟

<家計基準>

国立高等専門学校機構の定める所得算定基準額以下である者。

3 提出書類

「提出書類」を参照してください。なお、提出した書類は返却しません。

4 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

5 その他

- 申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- 前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- 後期は令和3年10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。
- 証明書類については、令和3年10月1日以降、所得証明書については令和3年度（令和2年分）のものを提出してください。

学資負担者が、納付期限前6月以内に死亡や風水害等の災害を受けた場合、もしくは失職等により著しい家計の急変があった場合には、他の授業料免除制度を申請することが可能です。対象となる方は、学生係にて資料を配布します。

Ⅱ 提出書類

1 申請希望者全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 【対象:令和3年10月1日時点で高等教育の修学支援新制度の支援を受けていない学生】 ※既に「廃止」判定を受けた学生は除く	(A様式1)
	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書 【対象:令和3年10月1日時点で高等教育の修学支援新制度を受けている学生】	(A様式2)
国立高等専門学校機構における授業料免除申請者	授業料免除申請書 ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、(A様式1または2)の提出で代えることができる。	(A様式1または2の裏面) ※上記の提出書類で代替可能
	家庭状況等申告書	(様式2)

2 申請希望者のうち該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	給付奨学生証のコピー	日本学生支援機構
国立高等専門学校機構における授業料免除申請者	家族状況等申告書(様式2)により該当する書類	各機関
	市区町村発行の所得証明書 ・令和3年度(令和2年分)分 ・合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額, 所得控除の内訳を記載したもので, 免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は, 非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について, 無収入申立書による申立てを行う場合は, 新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場
	住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場

<提出期限等>

提出先：学生課学生係

高等教育の修学支援新制度			
区分	学年	申請書類	提出期限
高等教育の修学支援新制度申請者	4年以上	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1） 【対象：令和3年10月1日時点で高等教育の修学支援新制度の支援を受けていない学生】 ※既に「廃止」判定を受けた学生は除く	令和3年10月12日（火）
		大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2） 【対象：令和3年10月1日時点で高等教育の修学支援新制度を受けている学生】	令和3年10月6日（火）

国立高専機構における授業料免除制度（経過措置）			
区分	学年	申請書類	提出期限
経済的な理由による申請	専攻科生以上	授業料免除申請書（様式1-1） ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、（A様式1, 2）の提出で代えることができる。	後期 （希望者全員） 令和3年10月12日（火）
		家族状況等申告書	
		各種証明書類（所得証明書等）	

（注）

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
3. 提出期限後の提出については受付できません。
4. ご不明な点等ありましたら、学生課（TEL：0995-42-9015）までお問い合わせください。

Ⅲ 提出書類様式

(A様式1) 授業料免除申請書

(A様式2) 授業料免除継続申請書

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給(見込)証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書

<参考> 令和3年度後期授業料免除申請提出書類フローチャート(専攻科生)

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

私は、貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿児島工業高等専門学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が鹿児島工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏 名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等	学籍番号		
	学 年	昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学料等減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない		
機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				

申請者	国立高専機構経過措置免除における後期授業料免除制度への申請希望（原則、専攻科生のみ記載） (1) 後期申請希望 (あり ・ なし) 『はい』を選んだ人は(3)の設問へ。『なし』を選んだ人は(2)以降回答不要です。 <注意事項> ・対象者：経済的理由又は災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生 ・別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。 ・新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。
	(2) 前期申請状況について 国立高専機構経過措置免除における前期授業料免除制度に申請を行いましたか。 (はい ・ いいえ) 『はい』を選んだ人は(3)の設問へ。『いいえ』を選んだ人は(4)以降の設問へ
	(3) 前期申請内容からの変更の有無について 前期申請内容から変更がありましたか。 (ある ・ ない) 『ある』を選んだ人は、家庭状況等申告書と変更事項を証明するものを提出。 『ない』を選んだ人は、前期提出いただいた資料を基に審査を行います。
	以下、(1)でありに○をつけた方のみ回答してください。
	(4) 申請区分 <input type="checkbox"/> 経済的な理由による申請【対象：専攻科生以上】 <input type="checkbox"/> 災害等による特別な理由による申請 学校記入欄 <input type="checkbox"/> 機構規則第109号第7条による申請 <input type="checkbox"/> 特別措置第2条第三項による申請
(5) 申請理由（具体的に記入すること） <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	
※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。	
保護者	申請にあたり、以上の内容に相違ないことを申し立てます。 <div style="text-align: right;"> 保護者（主たる学資負担者） (申請者との続柄) 氏名（自署） </div>

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請日の日付は令和3年10月1日以降の日付を記載してください。

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

私は貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿児島工業高等専門学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が鹿児島工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)				
	現住所	〒 都道府県 市区町村				
	所属学部・学科等			学籍番号		
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信		
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
	給付奨学金の奨学生番号					

申請者	国立高専機構経過措置免除における後期授業料免除制度への申請希望（原則、専攻科生のみ記載） (1) 後期申請希望 (あり ・ なし) 『はい』を選んだ人は(3)の設問へ。『なし』を選んだ人は(2)以降回答不要です。 <注意事項> ・対象者：経済的理由又は災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生 ・別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。 ・新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。
	(2) 前期申請状況について 国立高専機構経過措置免除における前期授業料免除制度に申請を行いましたか。 (はい ・ いいえ) 『はい』を選んだ人は(3)の設問へ。『いいえ』を選んだ人は(4)以降の設問へ
	(3) 前期申請内容からの変更の有無について 前期申請内容から変更がありましたか。 (ある ・ ない) 『ある』を選んだ人は、家庭状況等申告書と変更事項を証明するものを提出。 『ない』を選んだ人は、前期提出いただいた資料を基に審査を行います。
	以下、(1)でありに○をつけた方のみ回答してください。
	(4) 申請区分 <input type="checkbox"/> 経済的な理由による申請【対象：専攻科生以上】 <input type="checkbox"/> 災害等による特別な理由による申請 学校記入欄 <input type="checkbox"/> 機構規則第109号第7条による申請 <input type="checkbox"/> 特別措置第2条第三項による申請
(5) 申請理由（具体的に記入すること） <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	
※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。	
保護者	申請にあたり、以上の内容に相違ないことを申し立てます。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">保護者（主たる学資負担者）</div> <div style="text-align: right;">（申請者との続柄）</div> <div style="text-align: center;">氏名（自署）</div>

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付型奨学金を受給しておらず、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出(年1回)が必要です。家計急変による事由の場合は、(別紙1)に代えて(別紙2)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1、2の提出は不要です。)
- ※ 申請日の日付は令和3年10月1日以降の日付を記載してください。

(様式2)

提出日 令和 年 月 日

※後期は10月1日現在の状況を記入してください。

家族状況等申告書

学科・専攻等名

学年 年 学籍番号等

免除等申請者氏名 (自署)

I 以下の事項について「はい」又は「いいえ」のいずれかを○で囲み、「はい」の場合は、提出書類を提出してください。
なお、この申告書により申請者の家族状況等を把握したうえで免除申請事務を行いますので、正しく記入してください。

項番	家族(生計を一にする世帯)状況等	回答	提出書類	発行機関等
1	年金(老齢年金・厚生年金、遺族基礎年金、障害者年金等)受給(4月、10月からの受給予定者を含む)者がいる	はい・いいえ	年金振込通知書(ハガキ)等の写(年金受給者全員分)	日本年金機構等
2	令和2年1月以降に就職又は転職した者がいる(パート等を含む)	はい・いいえ	給与支給(見込)証明書(様式3)	勤務先
3	申請前6ヶ月以内に退職した者がいる	はい・いいえ	退職及び退職金支給証明書(様式4) 退職金支給については、退職金所得の源泉徴収票(写)でも可	勤務先
4	雇用保険基本手当(失業給付)受給者がいる	はい・いいえ	雇用保険受給資格者証の写(受給額わかるもの)	ハローワーク
5	雇用継続給付(高齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付)受給者がいる	はい・いいえ	・高齢雇用継続給付支給決定通知書の写(受給額わかるもの) ・育児休業給付金支給決定通知書の写(受給額わかるもの) ・介護休業給付金支給決定通知書の写(受給額わかるもの)	勤務先又はハローワーク
6	免除申請者と生計を一にする者のうち、無収入かつ所得証明書または非課税証明書の発行ができない、または困難な事情がある者がいる(就学者、15歳未満、専業主婦等含む)	はい・いいえ	無収入申立書(様式5)	
7	児童扶養手当受給世帯 ^{*1}	はい・いいえ	児童扶養手当受給証の写(受給額わかるもの)	市区町村役場
8	特別児童扶養手当受給世帯 ^{*2}	はい・いいえ	特別児童扶養手当証書の写(受給額わかるもの)	市区町村役場
9	被爆者健康管理手当受給者がいる	はい・いいえ	被爆者健康管理手当証書の写(受給額わかるもの)	市区町村役場
10	傷病手当受給者がいる	はい・いいえ	傷病金手当金支給決定通知書の写(受給額わかるもの)	全国健康保険協会等
11	生活保護法による扶助費受給世帯	はい・いいえ	保護決定(変更)通知書の写(受給額わかるもの)	福祉事務所
12	児童手当(旧子ども手当)受給世帯 ^{*3}	はい・いいえ	児童手当認定通知書の写(受給額わかるもの)	市町村役場 ※公務員の場合は勤務先
13	事業所得 ^{*4} により収入を得ている者がいる	はい・いいえ	確定申告書(控)の写(事業所得のある方の全員分) ※所得証明書と同じ年度のもの	税務署
14	転作奨励金等の交付を受けている者がいる	はい・いいえ	所得補償交付金等、転作奨励金の支給額がわかるもの	農協・市区町村役場
15	申請前6ヶ月以内に保険金を受け取った者がいる	はい・いいえ	保険金支払い通知書の写	保険会社等
16	申請前6ヶ月以内に資産の譲渡を受けた者がいる	はい・いいえ	確定申告書(控)の写又は売買契約書の写	税務署
17	申請前6ヶ月以内に山林所得があった者がいる	はい・いいえ	確定申告書(控)の写又は売買契約書の写	税務署

18	申請前6ヶ月以内にその他の臨時的所得があった者がいる	はい・いいえ	受領額がわかるもの	税務署
19	親戚・知人等からの援助や養育費等を受けている世帯	はい・いいえ	援助者等の署名押印による援助額の年額を記載した申立書（様式任意）	援助者等 ※援助者等による署名押印が困難な事情がある場合は保護者
20	申請者が給付型の奨学金を受給している	はい・いいえ	奨学金決定通知書の写（申請の前年度1年間に実際に受けた額がわかるもの、申請年度の受給（見込）額がわかるもの）	給付者等
21	母子・父子世帯等	はい・いいえ	母子・父子世帯等申出書（様式6）	
22	申請者（学生本人）の他に就学者がいる	はい・いいえ	在学及び就学状況等証明書（様式7）又は、在学する学校が発行する在学証明書 ※兄弟等が小中学校児童生徒、本校学生の場合は不要	就学者のいる学校
23	障害者（申請者本人を含む）がいる、または要介護3以上の認定を受けている者がいる	はい・いいえ	・身体障害者手帳等の写 ・介護保険被保険者証の写	
24	申請時において6ヶ月以上にわたり療養中若しくは療養を要する者がいる（介護保険法により、要介護認定を受けている者がいる世帯を含む）	はい・いいえ	・長期療養者に係る支出（見込）額等申立書（様式8）	・病院等 ・看護人 ・薬局 ・介護サービス提供事業者
		はい・いいえ	・医師等の証明書 ・申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）	
		はい・いいえ	高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がある場合はその金額がわかるもの	
25	主たる学資負担者（家計支持者）が別居している世帯	はい・いいえ	・主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書（様式9） ・直近3ヶ月間の家賃及び光熱水道費の金額を証明できるもの（領収書等）	
26	授業料納付期限前6ヶ月（新入生は1年）以内に学生若しくは学資負担者が風水害等の災害 ^{※5} 、盗難等の被害を受けた世帯	はい・いいえ	罹（被）災証明書又は盗難届の証明書（届出受理番号等）	消防署・市区町村役場又は警察署
		はい・いいえ	・日常生活の必需品に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等（生活必需品に限る）に関する領収書等 ・生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入源を予想される年間金額及びその事実がわかるもの	
27	授業料納付期限前6ヶ月以内（新入生については入学前1年以内）に学資負担者が死亡した世帯	はい・いいえ	戸籍（除籍）謄本又は死亡を証明する書類	市区町村役場等

※1 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭に支給される手当

※2 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している父母等に支給される手当

※3 支給条件等は厚生労働省のホームページ等で確認してください。

※4 ①商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、浴場業、理美容業、旅館業、クリーニング業等）に在る所得及び②利子、配当、家賃、間代、地代などの雑所得

※5 震災、風水害、火災その他の災害

II 家族（生計を一にする世帯）及び所得について記入してください（主たる家計支持者の続柄に○を付けてください）

続柄	氏名（年齢）	職業	給与所得※1	給与所得以外の所得※2	就学者のみ記入			
					学校種	学校名	学年	通学区分
本人	()	高専学生	千円	千円	国立	高等専門学校	年	自宅 自宅外
計			千円	千円				

※1 俸給，給料，賃金，歳費，年金，恩給，賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料，傷病手当金等を含む）の合計額（税込，千円未満は切り捨て。複数ある場合は，千円未満を切り捨てた後に合計。）。

※2 商業，工業，農・林業，漁業，その他の職業（開業医，弁護士，著述業，公認会計士，税理士，外交員，浴場業，理美容業，旅館業，クリーニング業等）による所得，利子，配当，家賃，間代，地代などの雑所得，退職（一時）金，保険金，資産譲渡所得，山林所得等の臨時所得，親戚・知人等からの援助や養育費等，本人奨学金（給付型）などの合計額（千円未満は切り捨て。複数ある場合は，千円未満を切り捨てた後に合計。）。

以下 学校記入欄

特別の事情	特別控除額
①母子・父子世帯	千円
②就学者のいる世帯	千円
③障害者のいる世帯	千円
④長期療養者のいる世帯	千円
⑤主たる学資負担者（家計支持者）が別居している世帯	千円
⑥火災，風水害，盗難等の被害を受けた世帯	千円
⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	千円
⑧本人を対象とする控除	千円
計	

提出日 令和 年 月 日
※後期は10月1日現在の状況を記入してください。

給与支給（見込）証明書

事業所代表者 殿

就業者氏名（自署） _____

住所 _____

次の者の授業料免除等を申請するため、下記事項について証明願います。

高専名	高等専門学校
学科・専攻	
学年	
氏名	
申請者との続柄	

記

1. 採用年月日 平成 / 令和 年 月 日

2. 採用の形態 常勤 非常勤（パート等） _____

3. 採用の翌月から1年間の給与支給（見込）額
_____ 円

4. 直近3ヶ月分の給与支給額等
※3に記入がある場合は記入不要です。

令和 年 月 支給額 _____ 円
令和 年 月 支給額 _____ 円
令和 年 月 支給額 _____ 円

5. 賞与（ボーナス）等の有無 有 無 _____

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

事業所名 _____

事業所所在地 _____

連絡先 _____

代表者名 _____ 印

提出日 令和 年 月 日
※後期は10月1日現在の状況を記入してください。

退職及び退職金支給証明書

事業所代表者 殿

氏名(自署) _____

住所 _____

次の者の授業料免除等を申請するため、下記事項について証明願います。

高専名	高等専門学校
学科・専攻	
学年	
氏名	
申請者との続柄	

記

1. 退職年月日 令和 年 月 日

2. 退職者氏名 _____

3. 退職金の有無 有 無

退職金支給日 令和 年 月 日

退職金支給額 _____ 円

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

事業所名 _____

事業所所在地 _____

連絡先 _____

代表者名 _____ 印

(様式6)

提出日 令和 年 月 日

※後期は10月1日現在の状況を記入してください。

母子・父子世帯等申立書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

学科・専攻等名 _____

学年 _____ 年 学籍番号等 _____

免除申請者氏名(自署) _____

保護者(申請者との続柄 _____)

氏名(自署) _____

住所及び電話番号

〒 _____ TEL _____ (_____)

世帯状況等は下記のとおりです。

記

- 母子・父子世帯等の別 母子世帯 父子世帯 その他
- 母子・父子世帯等となった事由 生別 死別 (左記の事由の発生日: _____ 年 _____ 月 _____ 日)
- 以下の手当等のうち、現在受給されているもの
 - 親戚・知人等からの援助及び養育費等
※援助者等の署名押印(援助者による署名押印が困難な事情がある場合は保護者)による援助額の年額を記載した申立書(様式任意)を提出してください。
 - 児童扶養手当
※児童扶養手当受給証の写しを提出してください。
 - 遺族基礎年金
※年金振込通知書(ハガキ)等の写を提出してください。

(様式7)

提出日 令和 年 月 日

※後期は10月1日現在の状況を記入してください。

在学及び就学状況等証明書

証明を依頼する者（貴学に就学している者）

学部・学科・専攻等名 _____

学年 _____ 年 学籍番号 _____

氏名（自署） _____

次の者の授業料免除等を申請するため、下記事項について証明願います。

高専名	高等専門学校
学科・専攻	
学年	
氏名	
申請者との続柄	

記

1. 通学状況 自宅 自宅外

2. 設置区分・学校種別

設置区分	<input type="checkbox"/> 国立	学校種別	<input type="checkbox"/> 大学・短期大学	<input type="checkbox"/> 専修学校（専門課程）
	<input type="checkbox"/> 公立		<input type="checkbox"/> 高等専門学校	<input type="checkbox"/> 専修学校（高等課程）
	<input type="checkbox"/> 私立		<input type="checkbox"/> 高等学校	<input type="checkbox"/> 中等教育学校（後期課程）
			<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

3. 令和 _____ 年度の授業料免除状況等（国立学校のみ記入願います）

前期	<input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 半額免除 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> 申請無	免除額 _____ 円
後期	<input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 半額免除 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> 申請無	免除額 _____ 円

授業料年額 _____ 円

上記のとおり証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学校名 _____

所在地 _____

連絡先 _____

担当者役職・氏名等 _____

印 _____

※証明する方は事務担当者で結構です。

(様式8)

提出日 令和 年 月 日
※後期は10月1日現在の状況を記入してください。

長期療養者に係る支出（見込）額等申立書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

学科・専攻等名 _____

学年 _____ 年 学籍番号等 _____

免除申請者氏名（自署） _____

保護者（主たる学資負担者）（申請者との続柄 _____）

氏名（自署） _____

住所及び電話番号

〒 _____ TEL _____ () _____

免除申請者と生計を一にする長期療養者に係る支出（見込）額等は下記のとおりです。

記

氏名	申請者との続柄	現住所
		〒 _____

1 直近6ヶ月間の支出状況等

	①診療費等経常的に支出している金額（自己負担額※）	②損害賠償等によって補てんされる金額	計（①－②）
年 月分			
計			

※医療保険・介護保険等の適用があるもののうち自己負担分を記入して下さい。

※申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）を添付して下さい。

2 今後1年間の支出（見込）額 _____ 円

※「長期療養者」とは、申請時現在において6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められる者です。療養が終わっている者は該当しません。療養の期間・内容については医師の証明書等で確認します。

※「2 今後1年間の支出見込額」には、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額（千円未満切り捨て）を見込金額として記入してください。年間支出見込金額の計算にあたっては、直近6ヶ月間（療養期間が6ヶ月未満の場合は、全期間）の月額平均を1.2倍したものを年間支出見込金額としてください。

※長期療養者が複数いる場合は、療養者ごとに申立書を作成し、証明書を添付して提出してください。

※裏面参照

※対象費目等

①対象費目（保険適用分に限る）
医師又は歯科医師への診療・治療費
病院，診療所への入院費用
マッサージ師，はり師，きゅう師，柔道整復師等の治療費
治療又は療養のための医薬品費（治療用装具含む）
病院，診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る）
看護人に対して支払う費用（賄い費を含む）
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額
※高額療養費制度等，健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額を除く。 ※老人ホームの入所費や光熱費，差額ベッド代，食費は含まない。 ※食事療養費，保険適用外の文書料は含まない。
②必要となる証明書等
<ul style="list-style-type: none"> ・医師等の証明書 ・経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等） ・高額療養費制度等，健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がわかるもの

主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

学科・専攻等名 _____

学年 _____ 年 学籍番号 _____

免除申請者氏名（自署） _____

保護者（主たる学資負担者）（申請者との続柄 _____）

氏名（自署） _____

住所及び電話番号

〒 _____ TEL _____ () _____

主たる学資負担者（家計支持者）の別居に係る今後1年間の支出（見込）額等は下記のとおりです。

記

1 別居（見込）期間等

別居（見込）期間	年 月 日 ~ 年 月 日
勤務先名等	

2 直近3ヶ月間の支出状況等

	住居費	光熱費等			計
		電気	ガス	水道	
年 月分					
年 月分					
年 月分					
計					

※領収書の写等、主たる学資負担者（家計支持者）が支出した金額のわかるものを添付すること

3 今後1年間の支出（見込）額 _____ 円

※「別居」とは、申請時現在において、現に別居中であることをいいます。

※今後の別居見込期間を考慮し、年間の別居期間に見合った支出金額（千円未満切り捨て）を見込金額として記入してください。年間支出見込金額の計算にあたっては、直近3ヶ月間（別居期間が3ヶ月未満の場合は、全期間）の月額平均を1.2倍したものを年間支出（見込）金額としてください。

※住居費においては、会社等が住居費を直接支払っている部分については記入しないでください。

高等教育の修学支援新制度について

1. 高等教育の修学支援新制度とは？

意欲と能力のある学生が、経済的な理由により進学、修学の継続を断念しないよう支援をするものです。高専では4年生以上から支援を受けることができます。

2. 支援制度の内容は？

授業料・入学料の減免



日本学生支援機構
給付型奨学金の支給

授業料・入学料の減免と、日本学生支援機構給付型奨学金の支給、2つの制度になります。支援の内容については下の表のとおりです。

支援区分	授業料の減免	日本学生支援機構給付型奨学金の支給（月額）	
		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	全額免除	17,500円	34,200円
第Ⅱ区分	2/3免除	11,700円	22,800円
第Ⅲ区分	1/3免除	5,900円	11,400円

※入学料の減免については、3年生から4年生へ進級するときは対象になりません。ただし、大学編入や、専攻科へ進学するときには、入学料減免を申請することができます。

3. どんな学生が支援を受けられる対象になるの？

学力基準、家計基準、両方とも基準を満たした学生全員が支援を受けることができます。

(1) 学力基準（①、②のどちらかを満たすこと）

①所属する学科内で成績が上位1/2以内であること。

②学習に対する意欲がレポートで確認できること。

(2) 家計基準（①、②どちらも満たすこと。裏面参考図参照）

①収入基準…今回の在学採用では令和3年度課税情報を基に審査されます。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)

※ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合は、各区分に該当しない場合があります。

②資産基準

本人と生計維持者が2人の場合は2,000万未満（生計維持者が1人の場合は1,250万未満）であること。

参考図 本人、生計維持者2名（1名は無収入）、高校生の家庭の場合



家庭の世帯構成によって収入・資産基準額が変わります。自分が家計基準の対象であるかどうかは、日本学生支援機構進学資金シミュレーターにて確認することができます。

●進学資金シミュレーター URL: <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

4. 支援期間はいつまで？

高等教育の修学支援新制度の支援期間は、申込のあった月から、本校卒業するまで支援を受けることができます。また、専攻科進学や大学に編入学する場合は、所定の手続きを行った上、引き続き進学先で支援を受け続けることができます。（大学院進学は不可）

ただし、支援を継続するには、適格認定（家計は年1回、学力は年2回）の要件を満たさなければなりません。適格認定（家計）は、支援区分の見直しが行われ、家計基準の要件を満たさなくなった場合には支援が停止されます。この場合は、次年度の適格認定（家計）で、家計基準の要件を、再度満たした場合には支援が再開されます。

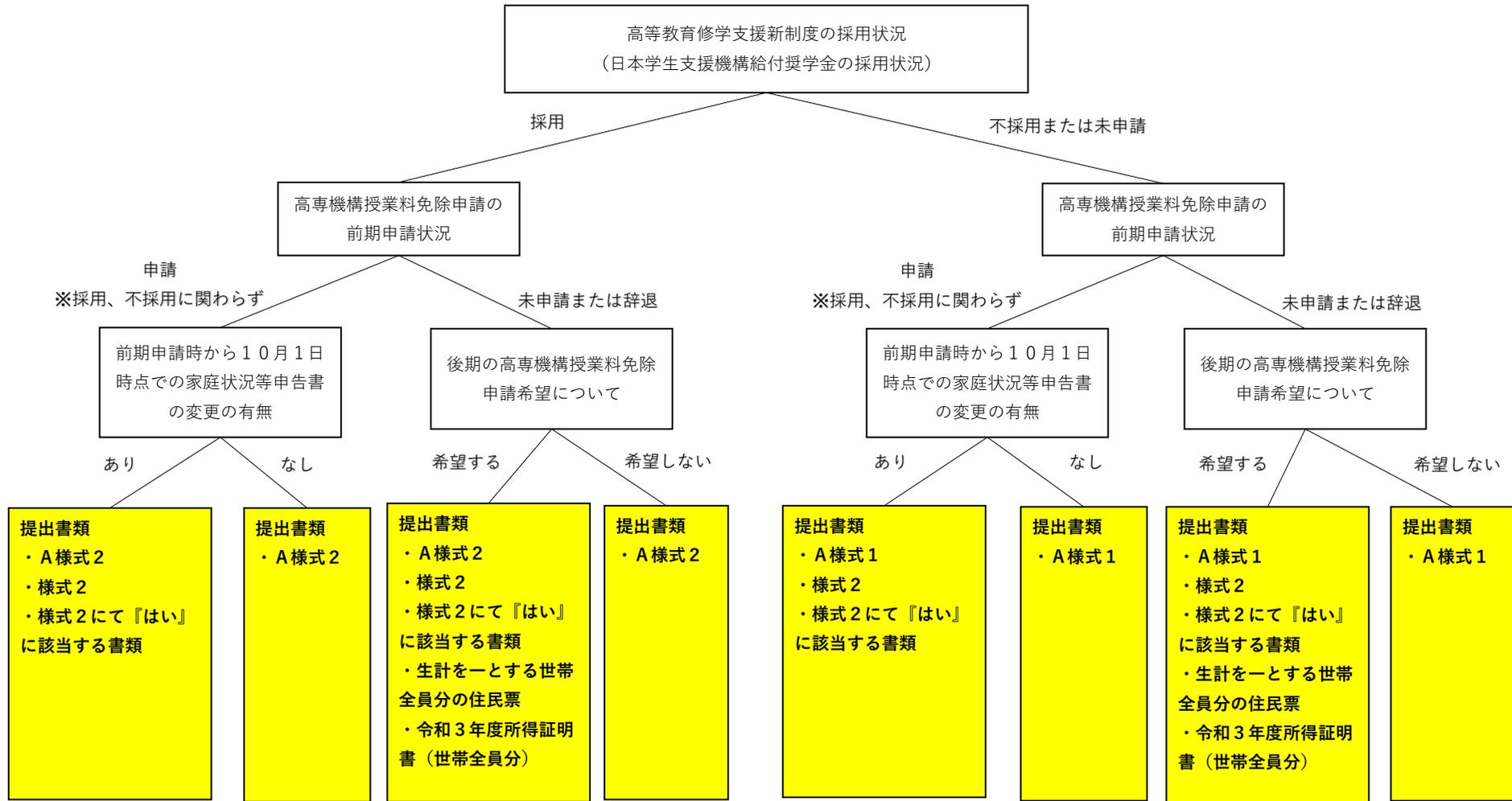
適格認定（学業）は、前期末、学年末それぞれの成績や出席率を基に判定されます。学業不振による留年や、著しい成績不振（所属学科内の下位4分の1に属する）が連続する場合などが起きた時は、支援が打ち切られ、再度、支援を受けることはできなくなります。

5. 申請方法は？

高等教育の修学支援新制度について、学生を対象とした令和3年度日本学生支援機構給付奨学金在学採用の説明会を行います。そこで、申請方法・期日などについて詳しく説明しますので、申請を希望する方は、当日必ず説明会に参加してください。

説明会は、10月5日（火）昼休みの時間、大講義室で予定しております。正確な開始時刻は、まだ決定していませんので、HPや教室掲示等で、連絡致しますので、ご確認いただくようお願いします。

〈参考〉 後期授業料免除申請提出書類フローチャート（専攻科生）



※前期、高等教育修学支援新制度不採用または未申請の学生で後期、高等教育修学支援新制度を希望する者は、必ず、後期に給付奨学金の申請を行ってください。